

第百二十六回国会 衆議院 地方行政委員会 議録 第十五号

平成五年五月十一日(火曜日) 午後一時三十七分開議

出席委員

委員長 中馬 弘毅君

理事 岡島 正之君

理事 福永 信彦君

理事 増田 敏男君

理事 谷村 啓介君

理事 井奥 貞雄君

理事 江口 一雄君

理事 西田 司君

理事 前田 正君

理事 五十嵐広三君

理事 加藤 万吉君

理事 北沢 清功君

理事 佐藤 敬治君

理事 中村 巖君

理事 神田 厚君

出席國務大臣

國務大臣 中島 衛君

(國家公安委員 會委員長) 事務 代理

出席政府委員

警察庁長官 城内 康光君

警察庁長官官房 長 垣見 隆君

警察庁刑事局係 長 中田 恒夫君

安部長 廣瀬 權君

警察庁刑事局長 廣瀬 權君

力団対策部長 廣瀬 權君

自治大臣官房総 務審議官 遠藤 安彦君

委員外の出席者

内閣官房内閣内 政審議室内閣審 議官 石川 正君

国際平和協力本 部事務局調査官 松村 博史君
大蔵省関税局監 視課長 角崎 利夫君
通商産業省機械 情報産業局航空 機武器課長 豊田 正和君
海上保安庁警備 救難部警備第一 課長 津野田元直君
地方行政委員会 調査室長 前川 尚美君

委員の異動

五月十一日

辞任

田邊 國男君

吹田 愧君

渡部 恒三君

北沢 清功君

小谷 輝二君

同日

辞任

江口 一雄君

金子徳之介君

前田 正君

岡崎 宏美君

中村 巖君

補欠選任

前田 正君

江口 一雄君

金子徳之介君

岡崎 宏美君

中村 巖君

補欠選任

吹田 愧君

渡部 恒三君

田邊 國男君

北沢 清功君

小谷 輝二君

本日の会議に付した案件
銃砲刀剣類所持等取締法及び武器等製造法の一 部を改正する法律案(内閣提出第六八号)

○中馬委員長 これより会議を開きます。

議事に先立ちまして、去る四日、文民警察官と してカンボジアに派遣されておりました岡山県警

高田晴行警視がとうとい犠牲となられ殉職されま した。高田警視と御遺族の方々に衷心より哀悼の 意を表し、黙禱をささげたいと存じます。

御起立をお願いいたします。——黙禱。

(総員起立 黙禱)

○中馬委員長 黙禱を終わります。御着席願いま す。

○中馬委員長 内閣提出、銃砲刀剣類所持等取締 法及び武器等製造法の一部を改正する法律案を議 題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑の申し出がありますので、順次これを許し ます。前田正君。

○前田(正)委員 最近新聞で、特にけん銃にかか る事件というものが非常に多いように思うところ があります。もちろん広域暴力団は抗争には大 抵けん銃の乱射事件が多いですし、また住民とい いますか市民といいますが、こういった方々にも けん銃を使った強盗事件とか右翼団体等々、い ろいろと最近事件が非常に発生をいたしております。

そこで、お尋ねをいたしたいと思いますが、最 近のけん銃情勢についてお聞かせをいただきたい と思ひます。

○中田(恒)政府委員 お答えをいたします。

我が国の治安水準は高いとされておるわけでご ざいますけれども、その主要な要因の一つとし て、我が国におきましては銃器に対する厳格な規 制が行われてきたことが挙げられておるところで ございます。しかしながら、昨今のけん銃情勢を 見てまいりますと、押収、つまり捜査手続の中で 家宅捜索をして差し押さえる、あるいは任意の提 出を受けて領置するというような、両方あわせて

押収でございますけれども、その押収したけん銃 の数でございますが、昨年は過去五年間で最高の 千四百五十丁に上っております。そのようなこと で不法所持が急増をしておるわけでございます。

さらにまた、質的な面について見てまいりまし て、これまでけん銃を使用して凶悪事件を起こす というのは暴力団がほとんどでありましたけれ ども、今も御指摘ございましたけれども、例を挙げ ますれば、昨年の一月、東京都の杉並区におい て発生いたしました職業運転手らによる医師の誘 拐事件、あるいは三月には栃木県足利市におきま す右翼団体構成員による金丸自民党副総裁狙撃事 件、あるいは七月には神奈川県大和市と東京都の 町田市の都県境をまたいで引き起こされた指名 手配中の無職の男性によります警察官あるいは 主婦らを殺傷した事件、こういうようなものに見 られますように、暴力団以外の者がけん銃を使用 して善良な市民を震盪させるような凶悪な事件を 引き起こしているということでありまして、特に 凶悪事件の中でも、このような暴力団以外の者に よりますけん銃使用の殺人というものの数を見て まいりますと、平成二年はゼロでありましたもの が、平成三年には四件、平成四年、昨年は八件と 急増しております。

また、これを統計的にけん銃の押収丁数の内訳 から見てまいりますと、暴力団以外の者からの年 間の押収というものはそれまで全体の数%、五、 六%ぐらいにとどまっておりましたものが、昨年 は丁数で三百七十八丁にございまして、実に二 六・一%に上っております。本年に入りましても 実はこの傾向は続いております。四月までの押 収は五百六十五丁にございまして、丁数において も昨年同期に比べて倍増をしておりますのでござい ますけれども、そのうちの二百二十九丁、構成比に して四〇・五%、実はこれは暴力団以外の者から押

収しておるといふ状況にございます。

このようなけん銃の拡散がさらに進んでまいりますれば、殺人、強盗等の凶悪犯罪や右翼のテロ事案等にけん銃が使用されるおそれがさらに強まりまして、我が国の治安の根幹を揺るがすような憂慮すべき事態に陥るおそれがあるといふふうな考えておるところでございます。

○前田(正)委員 それで、昨年の七月に設置をされたそうでありましても、けん銃取締り対策に関する関係省庁連絡会議でいろいろ申し合わせをしておられるそうでありましても、それで各省庁において一体どのような取り組みをされておられるのか、その辺をちょっとお聞かせをいただきたいと思います。

○石川説明員 政府の取り組みについてお答えいたします。政府は昨年七月、警察庁、法務省、大蔵省、海上保安庁など十省庁から成る関係省庁連絡会議を開催いたしました。けん銃に係る緊急対策を策定したところであります。この緊急対策を策定した背景は、先ほど警察庁から説明がありましたとおり、けん銃が暴力団以外の一般人にも拡散しているという情勢の変化に早急にかつ有効に対応する必要が生じたからでございます。

次に、緊急対策の内容についてありますが、それは三つの柱から成っております。その一は、関係省庁の連携によるけん銃取り締まりの強化でございます。総合的な取り締まりを実施するため、警察庁、法務省、大蔵省及び海上保安庁から成るけん銃取り締まり対策部会を設けまして、都道府県レベルに至るまでけん銃の情報の交換、それから必要があれば合同捜査の実施などを行い得る体制を構築いたしました。昨年の九月と十月をけん銃の特別取締り期間に指定いたしました。集中的な取り締まりを行ったところでございます。

その二が、国民の理解と協力を得るための広報啓発活動の推進でございます。船舶、漁業関連団体、航空関連団体などに対し情報提供などの協力

要請を行いますとともに、内閣といたしましては、リーフレットや新聞、雑誌、テレビ、ラジオなどのあらゆる広報媒体を活用した広報啓発活動を推進したところでございます。

最後に、罰則の強化などを内容とする法整備でございます。御審議をいただいております銃砲刀剣類所持等取締法及び武器等製造法の一部を改正する法律案、これはこの観点からのものでございます。

なお、けん銃に係る対策は、以上申し上げましたように強力な取り締まり、それと広報啓発活動の推進、法整備、この三つの柱が相そって初めて効果的な対策がなし得るものでございまして、その一つでも欠ければ万全な効果は期し得ない、このように考えるものでございます。

良好な治安の維持は国政の根幹であります。政府といたしましては、国民の平穏な生活の確保のために関係行政機関・団体とさらに緊密な連携をとりまして、けん銃対策の万全を期してまいりたいと存じます。

以上でございます。○中田(恒)政府委員 警察庁に申し上げます取り組みの概要について簡単に御説明申し上げたいと思っております。

ただいま内政審議室からお話ございましたとおりでございますけれども、それぞれについて特に警察庁ではどうしたかということでございますけれども、三つの柱がございましたが、そのうちの一つの関係省庁の連携によるけん銃の徹底取り締まりの関係でございます。また警察では、今お話のございましたけん銃取り締まり対策部会がございまして、その部会の申し合わせを受けての特別取り締まりが昨年九月、十月行われたということでございますが、これは私どもとしても各省庁と足並みをそろえてこの二カ月特別取り締まりをやったわけでございますが、特に警察におきましては、全国的に警察独自で十一月までこの特別取り締まりの期間を延長いたしまして実施をいたしております。また、本年に入りましてからもけん銃の重点的取り締まりに取り組んでおるところであります。

また、地方機関レベルで地方機関の連絡協議会が設置されておりますが、この場を活用いたしまして関係機関とのけん銃情報の交換でありますとか、あるいは密輸容疑事件につきまして関係機関が共同で捜査を行うという手法を取り入れて取り組んでおるところでございます。

また、これとともに警察といたしましては、このような取り締まり活動を支えますための体制なり整備資機材の整備等についても意を用いているところでございまして、まず体制の強化でございますけれども、警察庁に銃器対策室を設置いたしました。また、都道府県警察におきましても同じように銃器対策室等の設置が見られますし、また専従捜査員の増強にも努めておるところでございます。

また、けん銃に関する情報を全国一元的に集中して活用するためのシステムの構築もやっておりますし、また銃器事犯の取り締まり用車、車両でございます。それから防弾チョッキ等の装備資機材の整備も行っております。さらには今後、国際的な銃器事犯の捜査共助体制の確立を目指した銃器対策の国際会議というものの開催も考えておるところでございます。

それから第二の、国民の理解と協力を得るための方策にございましてけれども、私どもではテレビ等の報道あるいはパンフレット等の出版物の配布を通じてけん銃の危険性あるいは反社会性というものについて国民への周知を図るとともに、けん銃事件情報の通報方を呼びかけておるところであります。また、各都道府県警察におきましても、関係機関と連携して、海運あるいは港湾、漁業等の関係業界あるいは沿岸住民等に協力力の働きかけを行っております。

それから、第三の法整備等の問題でございますけれども、警察庁としては、まさに今回御審議をいただいておりますこの法案を取りまとめたところでございます。

○津野田説明員 海上保安庁でございます。我が国におきまして不正に所持されているけん銃のほとんどは海外から密輸入されているというふうな考えられますが、それは国内に持ち込まれますと直ちに拡散頒布されてしまうということ、これらが本邦に陸揚げされる前に水際で押さえるということが重要ではないかというふうな考えております。

海上保安庁におきましては、御指摘の関係省庁連絡会議での申し合わせを受けまして、昨年の八月にすべての管区海上保安本部にけん銃取締り対策本部を設置いたしました。また、九月、十月の二カ月間のほかに、本年の二月の一カ月間、計三カ月間でございますが、全国一斉集中取り締まりを実施いたしまして、密輸入に対する水際での取り締まりを強化してきたところでございます。

当庁といたしましては、今後とも国内外の関係機関との連携を密にいたしまして、情報収集活動を強力に推進しますとともに、虞犯船舶の立入検査ですとか、あるいは巡視船艇、航空機の効果的な配備ですとかといったことによりまして監視、警戒を強化いたしまして、水際における密輸入事犯の検挙に努めてまいりたいというふうな考えております。

○角崎説明員 お答え申し上げます。

大蔵省税関は、昨年の九月、十月及び本年の二月でございますが、けん銃特別取締り期間におきまして、全国九税関すべてにけん銃取り締まり対策本部を設置いたしまして摘発体制を強化するとともに、関係省庁との連携のもとに旅客あるいは船舶、航空機あるいは商業貨物あるいは外国郵便物といったそれぞれの取り締まり対象に対しまして重点的な検査、その中には関係省庁との合同船内検査等も含まれておりますが、そういったものを実施いたしました。

また、情報収集の強化策といたしまして、商業貨物業者あるいは航空会社等関係業界からの情報収集の強化ということを行いました。具体的に日本船主協会、定期航空協会、それから航空貨

物運送協会あるいは日本通関業会連合会といった国際輸送関係団体との間で、これは基本的には規制薬物の密輸防止のための協力強化を目的とした覚書でございますが、そういうものを締結いたしました、それを規制薬物のみならず銃砲にもかかわる情報の提供に活用をいたしておるところでございます。

さらに、各都道府県の漁業関係団体への水産庁からの協力要請を受けまして、各税関におきましては漁業協同組合等からの情報提供を受ける場合の各税関の連絡担当者を設置いたしまして、各方面に連絡をいたしたところでございます。また、各都道府県の旅券事務所に対しまして、密輸防止のパンフレット等の配備を依頼いたしました。

さらに最近におきまして、ロシアにかかわる銃砲社会悪物品の密輸入事犯の増加にかんがみまして、昨年六月及び九月、ロシア極東地区税関と情報交換を行った次第でございます。さらに各税関におきましては、関係省庁の協力を得まして、けん銃にかかわる研修も実施をいたしたところでございます。

また、密輸取り締まりに關しましては、国民の理解と協力を得ることが極めて重要でございます。そのために、地方港への税関キヤラバン隊の派遣あるいは密輸防止啓発ポスターといったものの作成、配付あるいは街頭キャンペーン、児童学生等を招いた税関展の開催、そういったようなことでの施策を講じたところでございます。

けん銃等の社会悪物品につきましては、水際におきましてその流入を阻止することが極めて重要だということは大蔵省税関としても強く認識をいたしております。今後ともけん銃、麻薬等の社会悪物品の一体的な摘発強化に努めていきたいというふうな考えをしております。

○前田(正)委員 よくわかりました。これはそれぞれ各省庁と非常に深いつながりがありますし、ひとつできるだけ連絡を密にして、水際で何とかけん銃が国内へ持ち込まれないように徹底してやってもらいたいというふうな思っております。

おります。

それで、その不法なけん銃が一体どこからどのようなルートで入ってくるのかということでありますが、私も以前テレビのドキュメンタリーとかでやっておりましたのを見ましたけれども、例えばフィリピンあたりでは、離島とかこの本当にカヤおきの小さな小屋の中で、技術者といいますが、熟練工といいますが、そんなのが鉄のパイプを切つて、それで簡単に銃をつくつたものを暴力団を通じて二、三万ぐらいで簡単に買えるというふうなことが、そういうものをテレビで実際にやっておりますのを見たことがございます。あるいはまた、種類の中にはソ連製でありますか、中国製のトカレフというのですか、そういうピストルが現に日本に入ってきておる。しかし、中国では一般市民がけん銃を持てるという法律はないわけでありまして、恐らく軍の横流しから漏れて入ってきておるのか。あるいはまた一方、今ロシアがどうも盛んに漁業の貿易を北海道あたりでやっております。一部うわさだけでわかりませんが、何か自動車の中古車とか、けん銃とを交換しておるといふようなことも一部言われておるわけでございますが、実際、どういふルートで密輸をされているのか、その辺、ちょっとお聞かせをいただきたいと思っております。

○中田(恒)政府委員 お答えいたします。不法なけん銃はどこから入ってくるかというお尋ねでございます。的確な御答弁になるかどうかわかりませんが、平成四年中に私どもで押収いたしましたけん銃の丁数が千四百五十丁ということについては先ほど御答弁申し上げたとおりでございますが、このうちの実数は八九割、約九割に上ります千二百九十丁は真正けん銃であります。そのほとんどが密輸入されたものか考えられないものであります。それで、この密輸入されたものと見られる真正けん銃の製造国について見てまいりますと、アメリカ製が三一・六％の四百七丁、それから中国製が一八・一％の二百三十三丁、それからフィリピン製

が六・七％の八十六丁などとなっております。ただ、この製造国はことと、推定といえますか大体わかるのでございますけれども、この製造国からの国を經由して我が国に陸揚げされたのかということについては、判明しないケースが実は多いわけでございます。なお、密輸入罪を直接適用いたしまして検挙された過去の事例から見ますと、フィリピン・ルートあるいはアメリカ・ルートなどが多いように思われるわけでありまして、それから、今委員の御指摘の中にございましたフィリピンで密造しているのじゃないかという話等ございましたが、フィリピン製のけん銃がある等とお答えしたとおりでございますけれども、毎年相当数が押収されておまして、昨年は八十六丁と申し上げました。また、過去に密輸で検挙した事件の中にもフィリピンを仕出し地としている例も多いところであります。ただ、押収されますフィリピン製のけん銃のほとんどはアメリカ製コルトあるいはスミス・アンド・ウェッソン、SW等の模造品でございます。向こうの法制等を考えました場合にフィリピン国内で密造されたものと推測される場所ではありますけれども、現在までのところ、だれがやつたか、あるいは我が国の暴力団がかかわっていたかどうかというふうな点についてはちよつとわからないところであります。

また、御質問の中にはトカレフの話がございました。中国軍からの横流しなのかということでございますけれども、これまで我が国内で押収されておりますトカレフ型けん銃のほとんどは中国製でございます。このトカレフ型けん銃につきましては、中国軍の制式銃として製造されておりましたことは承知いたしておりますけれども、中国はこのトカレフ型けん銃をかつて第三国にも輸出したりまたは供与したことがあるという旨、報道等で報じられておるところでございます。そういうこともございますので、我が国内で押収されたトカレフ型けん銃と中国軍との関連ということについては確認はいたしておりません。

以上でございます。

○前田(正)委員 余りルートの方はわからないというところでありませうけれども、水際で対策を練って阻止するということもできることながら、例えば中国製のトカレフ、あるいはまたフィリピン製のアメリカ銃に似たような銃、そんなものは要するに一遍フィリピンの現地へ行くなり調査をするなり、あるいはまたできれば向こうの政府といいろ話をしながらその辺のあたりからきちつと製造元を押さえ込むとか取り締まるとか、あるいはまた中国の方のそういった軍が横流しするというふうなことがあるのかのかわかりませんが、現にあるわけでありませうから、こういうところの政府との連絡というものをきちつとやるべきだと思っております。その辺のあたりはいかがでしょうか、お尋ねをいたしたいと思います。

○中田(恒)政府委員 先ほど申しましたようなことで、我が国に入つてまいりますけん銃は真正のものも多くて、そのほとんどが密輸入されたということからすれば、御指摘のように、外国あるいは国際機関との情報交換というものは、けん銃の徹底した摘発、取り締まりというものを進めていく上で極めて重要であろうと思っております。これまで、私どももいたしまして、外国あるいは国際機関との情報交換は、例えばICPO、国際刑事警察機構でございますがインターポールあるいは外務省等のルートを通じて積極的に進めておるところでございます。今後とも、銃器対策に關する国際会議を開催するとか、職員をさらに積極的に外国に派遣するなどして協力関係をさらに深めてまいらなければならないと思っております。そのような方向でやってまいりたいと思っております。

○前田(正)委員 フィリピンだとか中国だとか、そういうふうなところの政府とできるだけ密に連絡をとりながら、ぜひひとつ、もとで取り締まっていたらどうかというお願いをいたしたいと思います。それから、実は私は本を買つてきました。G u

カンボジア問題について若干お尋ねいたしたいと思ひます。

五月四日ございましたか、カンボジアでPKO活動に従事しておられました文民警察官に対して現地の武装集団が襲撃をかけてきて、そのために日本の文民警察官である高田警視がとうとい命を奪われた、大変悲しい出来事ございました。また、四人でございますか、負傷された、こういう事態が起きたわけでございますけれども、この高田警視の死に対しまして心から哀悼の意を表し、御冥福をお祈りすると同時に、負傷された方々のお見舞いを申し上げ、一日も早い全快をお祈りするものでございます。

こうした中で、村田自治大臣が現地に行っておりますが、文民警察官からいろいろの実情の訴えがあったわけでございますけれども、その訴えの中で、出発前の話と現実には大きな差がある、具体的に言えば、だまされたということにもつながるかと思ひますけれども、そういう中で、地元警察の指導という本来の業務はできない、さらに自分の命を守ることが精いっぱいだ、こういう訴えが報道されておりますけれども、文民警察官を派遣するに当たっては現地の状況についての十分な説明がなされたのか、それと、現地ではどのような主たる任務が与えられておられるのか、お聞きいたしたいと思ひます。

○城内政府委員 お答えいたします。
高田警視が国際平和協力業務を遂行中に武装集団によって襲撃されて殉職いたしました。まことに私どもとして痛恨のきわみでございます。今後このような不幸な事件が二度と起きないように、安全確保に万全を期してまいりたいと思ひます。おるわけでございます。

警察庁から総理府国際平和協力本部に対して文民警察官の要員を推薦した時点と比較すると、現地の治安情勢あるいは生活環境は激変をしております。大変悪くなつておるわけでございます。

当初は、もちろん私ども、派遣をするに先立ちまして、当庁職員を含む政府の調査団がカンボジ

アに参りまして、そのときの状況をいろいろ視察をしてきて、その理解に基づいていろいろと判断をしたわけでございます。それには慎重な手続を経ておるわけでございますが、当初の考え方というものは、いわばカンボジア国内各地において文民警察官がプレゼンスを示すんだ、文民警察官の武器というものはけん銃などの武器ではなくて、文民警察官としてのベレー帽であり、ワッペンである、こういうような説明でございました。また

武力衝突の可能性のある地域については軍事的な対応が必要なんだから、そういった地域には文民警察官は配属しない、あるいは飲料水や食料等については後方支援が整備されておる、そういったような理解が基本でございましたが、御承知のような大変な激変があるわけでございます。地域によつて大分差があるようでございますが、ひどいところではなかなか生活すること自体が困難である。

それから、私どもの任務は現地警察に対する指導、助言あるいは監視ということでございますけれども、そういう指導をする対象がないとか、そういった状況になってきておるといふことで、文字どおりそこにおる、おるといふのはプレゼンスなんですよけれども、そういう状況にあるということでございます。

それから、任務についての御質問でございますが、今申し上げたように助言、指導、監視という業務であります。現実にはそれとはちよつと違ひまして、例えばベトナム人の居住区のパトロールであるとか、あるいはVIP、これはUNTACの要員であるとかあるいは現地の政党の要員、そういった者のボディガードとか、あるいは政党本部の警戒、そういう業務、これはUNTACの方から命ぜられてそういう仕事に従事しておるといふようなことで、若干そこにはずれがあるといふようなことを承知しておるわけでございます。

警察庁といたしましては、国連の平和維持活動への我が国の協力の重要性というものを十分認識しながら、とりわけ今回こういう事故があったわけ

でございますので、文民警察官の安全確保に万全を期するというところで、いろいろと国際平和協力本部に対して私どもとしての要請をしておりますし、また法律に定められた業務というところについての私どもの認識を伝えておるわけでございます。現に、今御質問にありましたように、村田大臣が現地に参つて、安全確保のための配置転換などの措置についていろいろ要請をしておる、こういう状況でございます。

○北川(昌)委員 この前ボランテアの中田さんが亡くなられたとき、それから文民警察官が強盗に遭つたとき、ちょうど委員会がございましたので、安全確保対策というものを十分とるようによ求してほしい、こういうこともお願いしましたし、また警察の方からもそういった点についての要求があったと思ひますが、この高田さんの事件のときには、防弾チョッキもつけられないままにそういう危険な地域に入らなければならなかつたという報道をされておるわけでありませうけれども、そういう初歩的な安全対策もとれないような状態なのか、それともこちらの要求に対してUNTACの方で全くこれを無視されたのか、こうなりますと、やはり今後の安全対策につきましても、これは信用できないことになりかねないわけでございます。その点、いかがでございますか。

○城内政府委員 まず、この殉職の事件についての防弾チョッキの関係でございますけれども、防弾チョッキは持つてまいつておるわけでありませうが、前方からの攻撃に備えるためのものでありませう。それについての使用方でありませうが、車で走るといふ場合には、車で走り抜ける、退避する、そのとき後ろから連射をされるものですから、その事故当時、現地での使用方は、座席に置いて後ろから撃たれることについて備えておつた、背中をカバーしておつた、だから防弾チョッキはそういう意味では使つていたといふことでございます。ですから、両方あつたらいいじゃないか、全くそのとおりでございまして、今そういうつたもの

を配備をしつつかある、もう現地に着いているといふふうには承知しております。まだ未端まで届いてはどうかかわりませうが、そういうようなことを考えております。ただ、現実には自動小銃を車の前後左右から乱射されておりますので、防弾チョッキでは結果的には防ぎ切れないといふことだつたと思ひます。

いづれにしても、ロケット砲とか自動小銃で攻撃された場合には、なかなか防弾チョッキを着ていられないといふことでもないし、また防弾チョッキの守れる部位というのは限られておりますので、首などから心臓へ抜けるような場合にはどうしようもないといふようなこともございませう。ただ、ロケット砲や自動小銃で攻撃されるというふうな事態は当初の想定外でございまして、それは先ほど申し上げたようなことでございます。なかなかそこら辺が難しいことであつたといふふうにお尋ねしております。

○北川(昌)委員 任務の話でございますけれども、弾薬を運んだりしなければならぬということも訴えの中に出てまいつておられますし、水をかえにくくにしてもガードが要る、エスコートが要る、こういうような大変危険な地域にあるわけでありまして、最初の与えられた任務と違つた仕事を危険な中でさせられているという悲痛な訴えがあつて、あと何人死ねば帰つていいのか、帰れるのかという本当になかなか言えない言葉まで出るといふことは真に迫つた問題だと思ひますのでございませう。

そういう大変危険な状況にさらされておる、しかも本来の任務が遂行できないような地域に配置されておるわけでございますから、当然これは安全地域に配置がえをして、そして本来の任務が遂行できるような、活動ができるような体制といふものをとるべきではないかと思ひます。すけれども、こういった点について、長官、強い要請をしていく必要はないのか。明石代表によると、なかなかこれは難しいといふ答えが出ておるようでございます。ですから、やはり今の報道から聞いても

を配備をしつつかある、もう現地に着いているといふふうには承知しております。まだ未端まで届いてはどうかかわりませうが、そういうようなことを考えております。ただ、現実には自動小銃を車の前後左右から乱射されておりますので、防弾チョッキでは結果的には防ぎ切れないといふことだつたと思ひます。

戦闘状態にあるような地域があるわけでござい
ますから、その点いかがでございますか。

○城内政府委員 私どもが考えておりますこと
は、ただいまの御質問の趣旨と全く同じでござい
ます。また、そういうことで、そういう特定の大
変安全が守られないような地域からは配置転換を
していただきたいというようなことをお願いに村
田大臣は現地へ行かれて、いろいろ折衝をしてお
るということでございます。

○北川(昌)委員 それが報道によりますとかな
か難しいことありますから、もうこれ以上犠牲
者を出すと、これは大変なことなんです。したが
って、重ねて強く要求する。そうでなければ、も
う本人の意思に基づいて帰る、これぐらいのこと
はしかるべきではないだろうか、このように考え
ますが、その点、これは要望として申し上げてお
きたいと思えます。ちよつと時間の関係がござい
まして、国際平和協力本部の方からお見えにな
っていると思うのですけれども、申しわけござい
ませんが割愛させていただきますので、そのことは
要望申し上げておきます。

次に、銃刀法の一部改正案についてお尋ね申
上げたいと思えますが、この法律の改正によつて
どのような効果が期待できるのか。いろいろ申し
ませんが、どのようにお考えになつておられるのか。
私考えますときに、密売・密輸ルートは摘発とか
大量押収などの実効が上がるのかどうか、大変こ
れは疑問に思うわけでございまして、そこ
あたりいかがでございますでしょうか。

○城内政府委員 私どもとしては、けん銃事犯の
根絶に相当の効果が期待できるというふうに考え
ております。

最近の暴力団員などによるけん銃の使用事件と
かあるいは暴力団員以外の者によるけん銃の所
持、これは私どもは拡散現象というふうに呼んで
おりますが、昨年、押収者の二六％余りは非暴力
団員であったというように先ほど保安部長
から御答弁もされたわけでございまして、そうい
うような状況にある。それから、一昨年は一年間

で千三十二丁押収いたしました。昨年は千四百
五十丁で、四百八十八丁多く押収しております。

これは実は、どうして多いのかというところ、一生
懸命そういう努力をしたわけでございまして。先ほ
ど御答弁もあつたやうですが、政府が中心となつ
てそういった取り締まりとかあるいは広報活動と
かあるいは法的ないろいろな検討とか、そういう
ことをやりまして、それで効果が上がつてつある
ということでございます。今回こういう改正をい
ただければさらにまた効果が上がつていく、ま
た、なお外国とかあるいは国際機関との連携とい
うものが非常に大事でございますから、そういう
た面についても大いに力を入れてまいりたいと思
えております。

○北川(昌)委員 効果がないとは私は言いません
が、より効果が上がる、そういう手法を講ずるこ
とも大事ではないか、こういう立場で御質問して
いるわけですか。

昨年施行になりました麻薬特例法ですか、これ
では泳がせ捜査、コントロールドリパリ、こ
ういう規定がされたということでありまして、ま
た、おとり捜査等もこの麻薬には一定の手法とし
て取り入れられておるといふふう聞いておりま
すけれども、こういった点については今度の法改
正では御検討があつたのかなかつたのか。以前聞
きますと、この方式をけん銃にも取り入れたら、
一つの目玉にしたというお考えがあつたやにお
聞きしているものですか、その点いかがござい
ますでしょうか。

○中田(恒)政府委員 捜査手法についてのお尋ね
でございます。

幾つか挙げられましたが、コントロールドリ
パリ、いわゆるCDでございますけれども、こ
れについてのお尋ねがございました。確かに麻薬
関係の特例法ではコントロールドリパリ
が採用されておるところでございます。実は、私
どもとして必ずしも検討しなかつたわけではござ
いませんで、しかしながら、薬物と性格が違いま
して、このコントロールドリパリを実施して

いる過程で、薬物の場合はそれほど危険性が感
じられないわけでありまして、一般人にもけん銃
はそのまますぐ使えるという状態でございます。
一般人にも被害が及ぶ可能性がありまして、現段
階ではその使用を完全に阻止するための措置、手
法を講ずるといふようなことについてなかなか難
しい問題があるということ、今回は導入を見送
りまして、今後、薬物事犯の捜査の推移を見守り
つつ、このコントロールドリパリの実施方法
等について引き続き検討してまいりたいというふ
うに考えておるところであります。

それから、おとり捜査についてもお触れになり
ましたが、このおとり捜査の問題となりまして、
銃刀法のみならず捜査手法全般にかかわる問題か
と存じます。そういうようなことで、これらにつ
いては今後の検討課題としてまいりたいというふ
うに考えております。

○北川(昌)委員 資料を見させていただきました、
これは大変怖いことだと思つておすけれども、暴
力団以外のいわゆる一般市民の発砲事件がふえて
おる、また、けん銃押収件数もふえておる。ちな
みに、平成元年には三十一件で全体の一〇・四
％であつたものが、平成四年には四十八件、全体の
二一・六％、三年には全体の二四・五％と一般市
民の発砲事件が非常にふえておる。また、押収件
数につきましても、平成元年が七十六件であつた
ものが平成四年には三百七十八件、全体の二六・
一％、こういう数字になつておるわけでございま
す。

このことからいいますと、一般市民の不法所持
が広がつておる、ふえておるといふふう理解を
するわけですが、この拡散傾向が強まった
理由をどう分析されておられるのか、お尋ねいたした
いと思ひます。

○中田(恒)政府委員 答えたいいたします。

暴力団以外の者からのけん銃がふえておること
については御指摘のとおりでございます。この原
因、理由は定かではないのでございまして、けれど
も、考えますに、一方では暴力団と見られる者か

らコインロッカーに置きましたよというようなこ
とで提出されるけん銃が実はふえております。い
ゆる暴対法の施行とあわせて最近における厳し
い暴力団取り締まりによりまして暴力団関係者の
中にけん銃を処分する場合はふえて、それが暴力
団以外の者がけん銃を手に入れることができる機
会が広がることになつておるといふふうにも考
えられますし、また、他方海外で購入して持ち帰
る、我が方に持ち帰るといふことでけん銃の押収
が増加しているということもございまして。あるい
は多数のガンマニアが改造けん銃を購入していた
事案なんかよくあるわけでございまして、こう
いうようなことから、けん銃不法所持に対する規
範意識が低下していると思はれること、けん銃入
手機会が広がる、それから規範意識の低下とい
うようなことが両方相まちまして、全体として暴力
団以外の者のけん銃所持の実態がふえてきてい
るのではないかと伺つておるところでございます。
警察の厳しい銃器摘発の結果、けん銃の押収
がふえてくるということになつておるのじやない
かと推測しておるところでございます。

○北川(昌)委員 暴力団以外の者のけん銃所持と
いうのは、これが蔓延していきまして大変なこと
になりますので、できるだけこういった市民の不
法所持がなくなるような対策も十分とつていた
くことをお願いしておきたいと思ひます。

それで、今度は逆なんですけれども、けん銃の
密輸入の状況を見ますと、押収した件数が昭和
六十三年には百七十三丁、平成四年には二十七
丁、こういうふう大幅に減少したしております。
これは密輸入が減つたと理解すべきなのか、
それとも密輸の方法が極めて巧妙になつて網の目
をぐぐり抜けて密輸するののか、この点のように
分析をされておられるのか。

もう一つあわせてお聞きしますと、警察庁とは
別の税関が関与した押収量についても資料をいた
だいたわけでございますけれども、昭和六十三年
には二百丁、平成四年には五十六丁。こういった
ことで警察庁の二十七丁と税関の五十六丁とは

差があるわけでございまして、こういった点について、警察庁の押収、税関の押収、この関係はどうか、この二つについてお尋ねしたいと思っております。

○中田(恒)政府委員 お答えいたします。

御指摘のように、けん銃密輸入事件の検挙件数、ここ五年間は件数は横ばいでございますけれども、押収数は減少しております。これは、近年大量の押収事案がないことによることとありまして、この背景につきましては、近年のけん銃密輸入事犯が、例えば暴力団などが介在した組織的な犯行であろうかと思われること、あるいは隠匿方法がコンテナ等の大量の輸入貨物内に隠匿するなど巧妙化していること、あるいは陸揚げ方法も、我が国の長い海岸線、開港を通らなくしていいわけにございまして、こういうところを利用してございまして巧妙化しているといえますか、こういうようなことなどによりまして潜在化しているのではないかと考えております。

税関と私どものけん銃あるいは銃器の密輸入事犯の検挙件数の差異について御指摘でございますけれども、大変失礼でございますが、五十六丁とお触れになりましたのは銃器全体でございますが、多分けん銃は三十七丁ではないかと思っております、いずれにしてもちよつと数字が違っていることはそのとおりでございます。これは警察と税関の統計の関係の中身によるわけでございまして、統計の計上時期など警察と税関の統計処理の違いもございまして、そのほかに、税関当局では関税法上の密輸入物件を計上するのに対して、私ども警察では銃刀法上事件送致したときに、銃刀法上の密輸入罪として立件できたもの、したものの数を計上しているという相違があるためかと考えられるわけでございまして。

ただ、いずれにいたしましても、税関で密輸入のけん銃が発見された場合にはすべて警察に御通報いただいているところであると承知しております。両者の足並みが乱れているというようなことはないと考えております。

○北川(昌)委員 内部でわかっておりますが、外部では統計の内容がわからないわけなんです。例えば交通事故の場合でも、警察庁の交通死亡事故数は厚生省とは違う。もちろんいろいろなとり方も違うわけですが、違ふのです。そういう面でも、連絡会議もできていてございまして、統一したものとして国民にこういうことだよという周知徹底も、認識を深めてもらうために必要だと思っております。これは統計のものは一本化していただくことを要望しておきたいと思っております。

密輸関係がいろいろ巧妙になってきているという点ですが、この巧妙が怖いわけなんです。海岸線が長い、海岸線には幾つも漁港がございまして、そういう中で税関とか警察も手が回らないところをねらって密輸入するという点も、比較的往来が自由な面もございまして、そういうところは押さえていただかないと、密輸の押収件数は減つたが實際中に入ってくるけん銃の数は多いという点にもなかなかない。したがって、皆さんの御努力にもかかわらず不法所持がふえていくということも考えられるわけでございまして、そういう対策もぜひとるべきではないか。

そういう点では警察庁長官にお願ひしていただきたいのですが、地方の手の届くところ、漁港のところが多いのですが、警察官が非常に減らされておるのですよ、地方に行きますと。その中でも、警備関係の警察官は地方では縮小されている。したがって、なかなかそちらの方に手が回らないという実態もあるわけでございまして、こういう対策もぜひとっておいていただかないと、これは将来、ふえたりお聞きしておきたいと思っております。そこらあたりお聞きしておきたいと思っております。けれども、いかがでございませうか。

○城内政府委員 お答えいたします。今御質問にありましたのが、地方では人が足りないというようなことは確かにあるかと思っております。ただ、長期的に見ましても人不足時代を迎えるわけではございませんので、余り人をふやして対処する

ということは現実にはできないわけではございません。事務を合理化するとか、あるいは仕事を整理するとか、そういった面を努力しなきゃいけないと思っております。また、現にやっておりますことは、内部で必要な現場に人をパワーシフトすることについていろいろ努力をされているわけではございません。

警備関係は多いけれどもということでございまして、決してそんなことはございません。それぞれ今は本部長の判断においてその地域地域で必要とされるようなことについて人員を自由にパワーシフトできるようなことになっておりますから、これは日本でもいろいろな治安情勢の都道府県があるわけではございませんが、なかなか一概には言えないわけではございませんが、本部長がそういうことを考えてパワーシフトするというところでございまして、警備とかそういうところには大変人が集まっております。そういうことはございせん。とりわけ昨今、暴力団の取り締まりとかけん銃の摘発という重要な問題については、私どもが全国の警察を挙げての重要事項として取り上げてやっております。ございまして、また、そういう目で府県の実績というものを厳しく見ておるわけでございまして、それそれのところではいろいろ工夫がされておるというふうなことは承知しております。

○北川(昌)委員 ちよつと今の、警備がふえていくというのとは逆なんです。そういう密輸の関係なんかに携わる警備の皆さんが地方では減らされているということもございまして、そういう体制もひとつお願ひしておきたいということを申し上げたわけで、誤解のないようにしていただきたいと思います。

○城内政府委員 貴重な時間、ちよつと質問を取り違えまして失礼いたしました。しかし、確かに密輸する、例えば平成に入りまして初期のころあったのですが、南紀勝浦に木造船が入って中国からけん銃を、情報では最初トカレフを八百丁という話でございまして、いろいろの後で調べてみますと、いや実は二千丁だったと

か三千丁だったとかいうような話がございますが、そういうへんぴな漁港などに木造船で荷揚げをするというようなことが現在あるわけではございません。そういうところに十分な人を張りつけるというものは、先ほども答弁いたしましたように、けん銃の摘発は大変重要なことだと考えておりますので、そういうパワーシフトによってできるだけの手当てをしてまいりたいと考えております。

○北川(昌)委員 終わります。

○中馬委員 斉藤節君。

○斉藤(節)委員 私は公明党・国民会議の斉藤でございます。最近、けん銃等を使用した凶悪犯が、暴力団ばかりでなく暴力団以外の者による犯罪も多発してきておるようであります。また、我が国の国際化によって国内の外国人の増加に伴って外国人による、いわゆるけん銃を持ったあれじやないですけれども、いろいろな犯罪も増加してきており、一層の治安維持の努力が望まれるところであります。

一方、平成四年度の警察白書によりますと、暴力団関係者による銃器発砲事件は、平成三年では百八十二回発生しておるわけでありまして、前年に比べますと七十三回の減少、率にして二八・六%の減少で、大幅に減つてきておるということでありまして、これまでの関係者の方々の努力、それから国民の理解、また暴対法等の影響のあらわれとも思われ、大変よい傾向と私は思っているわけでございまして。

このようなきに鉄砲などの不法所持を国民から一掃するために本法案が提出されたことは、まことに時宜を得ていると思っております。本法案が成立し施行されることによつて、国内で不法所持されているけん銃等が減少あるいはなくなることをお願いいたします。以下、本法案につきましまして若干の質問をしたいと思います。よろしくお願ひいたします。

まず、法案改正の趣旨の中に、けん銃の不法所持の急増とそれを使用した犯罪の凶悪化にかんがみ云々、こういうふうにあるわけでありませうけれども、まずその理由は何か、お尋ねしたいと思つておられますか。

○中田(恒)政府委員 お答えいたします。

御指摘のように、昨年、不法所持により押収されたけん銃は急増しておるわけでありまして、これは暴力団以外の者からの押収数の増が押し上げておるといいますか、急増の主たる原因になつておるわけでありませう。

こういった暴力団以外の者からの押収がふえている原因、理由につきましては、これははつきりは申し上げられませうけれども、暴力団が所持するけん銃が増加しておるというところに加えまして、昨年来の暴力団の施行とあわせて最近における厳しい暴力団取り締まりによつて暴力団関係者の中にけん銃を処分する者がふえておる、そして暴力団以外の者がそういうけん銃を入手できる機会がふえておるといふようなこと、また一方、海外で購入して持ち帰つたけん銃の押収が増加しておるとか、あるいは多数のガンマニアが改造けん銃を購入している事犯を検挙することが多いといふようなことから見られますように、国民一般のけん銃を持つことに對する、持つてはいけないという規範意識が低下しているといふようなことが相まちなして、全体として暴力団以外の者のけん銃所持実態が増加しておるのではないかと、いふうに考えておるところであります。凶悪事件などにけん銃が使用される場合がふえているのもこうした事情によるものではないかと思つておられますか。

○青藤(節)委員 では、不法所持者の数、いわゆる暴力団、右翼、外国人、その他いろいろあると思つておられますか、どれぐらいあるといふふうに考えておられますか。

○中田(恒)政府委員 お答えいたします。

不法所持者の数でございますけれども、昨年のけん銃不法所持で検挙いたしました九百五十人に

ついでその内訳を見てまいりますと、八二%七百七十九人ほどが暴力団でございます。それから二・一%二十人ほどが外国人、二・〇%十九人ほどが右翼、一三・九%百三十二人がその他でございます。そういうふうな内訳でございます。

○青藤(節)委員 不法所持者による銃器使用事件の推移及び近年の事件の特徴について述べていただきたいと思つておられますか。

○中田(恒)政府委員 お答えいたします。

最近五年間の銃器使用犯罪の検挙件数の推移は、昭和六十三年百九十七件、平成元年二百二件、平成二年二百件、平成三年百五十五件、平成四年百七十六件となつております。これは銃器使用犯罪一般でございますが、このうちけん銃を使用した犯罪、けん銃使用犯罪でございますけれども、これはおおよそ百五十件前後で推移し、けん銃以外の銃器使用犯罪は、平成元年の四十五件をピークに減少傾向にありまして、平成四年では二十五件となつております。

近年のこの種の事件の特徴を見てまいりますと、猟銃などを使用した事件が減少していること、それから、平成二年まではけん銃使用犯罪の検挙件数のうち暴力団以外の者によつて犯されたものが多数であつたところ、平成三年以降は一〇%を超えてきており、暴力団以外の者のけん銃拡散傾向といふものが統計上からもこういうところからうかがわれること、それから岡山県で発生いたしましたタイル業者によるけん銃使用の連続殺人事件がございましたが、こういうものに代表されますように、暴力団以外の者がけん銃を使用して凶悪事件を起こして社会に不安を与えたことなどが大きな特徴かといふふうに考えております。

○青藤(節)委員 暴力団以外の者のいわゆるけん銃を所持していた理由、どんな理由で持つていたのか、その辺、もしおわかりでしたらお願いいたします。

○中田(恒)政府委員 お答えいたします。

不法所持の理由なんでございますけれども、暴

力団以外の者がけん銃等を不法所持する理由については実は千差万別でございます。例えばガンマニアが収集目的で持つていたものもありませうし、護身用と称して船員でありますとか留学生が持つていた例もありませう。また、犯罪目的ということでも申し上げました岡山県のタイル業者の例もございませうし、先ごろ別の委員の方にお答えいたしましたような昨年一月の東京杉並の医師誘拐事件などがあると思つておられますか。

○青藤(節)委員 細々としたことで申しわけありませんけれども、こういったけん銃をどこから彼らは入手したのですか。密造したのか、あるいは改造したのか、ガンマニアが改造したということがあるかもしれませうし、それから密輸されたとかいろいろの場合があると思つておられますか、どんなふうに警察庁としては考えておられますか。

○中田(恒)政府委員 お答えいたします。

毎年警察で押収いたしますけん銃の九〇%前後は真正けん銃でありまして、その大部分は密輸入されたけん銃であるということについてはお答えしたところでありますが、押収された者といひますか被押収者がこれを所持するに至つた経路につきましては、みづから外国で購入したものを我が国に自分で持ち込む例も見られますけれども、全体として見れば、その多くは密輸入されたけん銃を暴力団から購入したというケースが多いようございませう。そのほかでは、少数ではありますが、みづから国内の密造者から購入したり、あるいはみづからけん銃を密造あるいは改造する場合、あるいは旧軍人が持つておりましたけん銃、これは真正のものでございませうが、これを入手するといふ場合などがあるようございませう。

○青藤(節)委員 そこで、暴力団以外の者でけん銃等を所持していた者を検挙し得たきっかけ、動機、これは何だったのか。その辺、もしあれでしたらお答え願ひたい。また、犯罪の有無についてもお尋ねしたいと思つておられますか。

○中田(恒)政府委員 お答えいたします。

昨年一年間で押収したけん銃千四百五十でございませうけれども、この千四百五十のうち、暴力団以外の者からは二六・一%に当たる三百七十八丁を押収しておるといふこととあります。その検挙したきっかけないし動機とおつしやるのは、多分私どもの用語で言う端緒というふうな意味かと思つておられますが、いわゆる端緒別に見ますと、情報によるもの、あるいは不法所持者の家族からの届け出によるもの等が多数ございませうし、そのほかにはまた、匿名電話その他の第三者からの通報によるものとか、あるいは税関等から御通報いただくものなどによつて端緒を得ておるといふこととあります。それからまた、当然のことながら、けん銃使用犯罪の捜査により当該けん銃を発見、押収するということもございませう。

○青藤(節)委員 これらの犯罪に對して今まで警察庁としてはどのように対処されてこられたのか、この点をお尋ねしたいと思つておられますか。

○中田(恒)政府委員 お答えいたします。

私も、けん銃使用犯罪に對しましては、国民に大きな不安を与える治安上看過できない重要犯罪であるとの認識に立つておりました。犯人の早期検挙とあわせて、凶器たるけん銃の早期押収ということに全力を挙げて対処してきておるところでございます。

○中田(恒)政府委員 お答えいたします。

警察といたしましては、けん銃の不法所持というものをこのままで放置いたしませんことは我が国の治安の根幹を揺るがしかねない問題であると認識しております。今後とも、関係省庁との連携を保ちつつ、取り締まり体制の充実とか、あるいは装備資機材の整備を図りながら、継続的なそして総合的なけん銃摘発に努めたいと思つておられますか。また、パンフレット等出版物の配布を通じてのけん銃情報の通報、市民の協力を呼びかける、さらには、国外からのけん銃遮断を図るといふた

めには水際対策が大事でございます。そういうような観点で水際対策あるいは外国との情報交換などの国際的な協力の強化ということに努めてまいりたいというふうに考えております。

○斉藤(節)委員 ひとつよろしく御努力のほどをお願いしたいと思っております。

次に、法案の内容の確認でありますけれども、所持罪についてお尋ねしたいと思います。

例えば暴力団員のAというのが、知り合いのBという人の了解を得て、Bの庭に銃と実弾を隠して持っていた場合、この銃と実弾の所持者はだれになるのか、また、Bがこの銃を使用していたときはどうなるのか、旧法と改正案では罪はどの点が変わるのか、御答弁願いたいと思っております。

○中田(恒)政府委員 お答えいたします。

Aが知り合いのBという人の庭にけん銃や実弾を隠した場合のいろいろなバリエーションなどありますが、これはそれぞれの事案で大変微妙な問題がありまして、具体的な状況を勘案しなければ何ともちよつと断定しかねる問題もあるのでございますけれども、一般的なお答えで御答弁いたさくということにしたいと思います。

お尋ねの場合でございますが、その暴力団のAはもちろんな、Bについても、当該けん銃と実弾を自分の実力支配下に置いたものと一般的には考えられると思っておりますが、そう考えられる場合には、AとBが共同してそのけん銃も実包も所持しているということになるかと思っております。

そのようなことで、暴力団のAについて所持が認められる限りでございますけれども、Bがそのけん銃を使つたらどうかということでございます。Aの所持が認められるのかという御趣旨かと思いますが、Aの所持が認められる限りでございますけれども、同様に、Bが使おうが使うまいが、そのAとBが共同して所持しているということになるかと思っております。

この場合に適用される罪名と申しますか罪について、現行法を新しく改正後の法律ではどうかという差異のお尋ねかと思っておりますが、銃刀法違

反だけに限定してお答えさせていただきます。ば、改正前、現在の形でございすけれども、けん銃の不法所持罪、今の三十一條の二でございすけれども、所持罪につきましては、改正前はけん銃の不法所持罪のみであったということでございますが、改正後は新たに設けられます加重所持罪でございます。ともに携帯、運搬、保管でございます。三十一條の二の二項に設けられます加重所持罪、つまり、けん銃等とそのけん銃等に適合する実包等とともに携帯するあるいは保管するということになる適用があるということになるかと思っております。

○斉藤(節)委員 次は、輸入罪についてお尋ねしたいと思います。

輸入の範囲がどこからどこまでなのかということと申しますが、例えば暴力団員が外国の店から銃を買う目的でお金を送った、銃を送つてもらつていられるけれどもまだ入手していない、こういう場合ですね。この者がある別件で逮捕された場合、銃を手に入れてなくても暴力団員Aは輸入罪に当たるのかどうか。また、外国にある店でも店員が日本国籍の者の場合には、この店員は輸入罪に当たるのかどうか、その辺について御答弁願いたいと思っております。

○中田(恒)政府委員 お尋ねにつきましては、また繰り返して恐縮でございますけれども、個々の事案ごとに具体的な状況によりけりでございます。例えば入手していないというふうなものがどの段階にあるとかいろいろ事情がございますので、なかなかお答えが難しいのでございますけれども、一般論で申し上げますと、前の銃刀法の改正の際にも大分この輸入罪の既遂時期、その他着手時期等については議論があつたところかと承知しておりますが、輸入罪の既遂時点というのはおおむね本邦にけん銃が陸揚げされた時点だと考えられております。これぐらい抽象的に言えれば間違いないわけでございますが、着手時点は、輸入の一部またはこれと密接な行為であつて実質上輸

入が実現される危険性のある行為を開始した時点というふうには解されております。また、輸入の着手前の準備行為については輸入準備罪の適用があるということになります。

そういうようなことを前提といたしますと、今お述べになりました例につきましては、その暴力団員のAでございますか、これにつきましては具体的なケースによるわけでございますけれども、輸入未遂または輸入準備罪に問われることとなるかと思っております。またその店員でございますけれども、これは外国の店の店員でございますが、密輸入罪につきましては御案内のとおり、国民の国外犯でなくて単なる国外犯でございます。刑法二條の例によりますので、国籍のいかんを問わないわけでございます。暴力団員Aがけん銃等を本邦に、日本に密輸入することを承知して、了知していた場合でありますれば、その店員はAの共犯にならうかというふうには思います。

○斉藤(節)委員 次は、製造罪についてお尋ねいたします。銃の製造に携わつた者のほか、に密造を指示した者も製造罪に当たるのかどうか、この辺はどうですか。

○豊田説明員 お答えいたします。

まず、銃の密造を指示した者も製造罪に当たるかどうかという御質問でございますが、密造を指示した者につきましては次のような条件が備われば製造罪に当たるといふふうになされておりました。三つございすますが、まず第一に、その指示が指示を受けた者に密造罪を実行する決意を生じさせるものであるということでございます。それから第二に、指示を受けた者が実際に密造を実行するということでございます。第三に、指示と密造行為との間に因果関係が認められるということでございます。このよう三つの条件が備わるところには、刑法の六十一條の第一項によりまして、「人ヲ教唆シテ犯罪ヲ実行セシメタル者」に該当することになっております。その場合には、指示した者につきましても正犯に準じまして製造罪の法

定刑によつて罰せられることになっております。

○斉藤(節)委員 わかりました。では、次に、譲渡等の規則についてお尋ねいたしますが、また例でありますけれども、暴力団Aが外国で銃を譲渡したことが発覚した場合罪になるのかどうか、またどのような処置をするのか、御答弁願いたいと思っております。

○中田(恒)政府委員 お答えいたします。

今回、譲渡あるいは貸付けという罪につきましては国外犯処罰の必要性というものが性格上認められないということから、この犯におきましてはその種の国外犯処罰の規定を置いてないわけでございます。したがういまして、改正後の法律のもとでは、御指摘のような場合には譲渡罪については成立しないというふうには考えられます。

ただ、これもまた事案によるわけでございますけれども、輸入罪の共犯等に該当するような事情があるケースもあらうかと思っております。そのようなときには、罪に当たれば当然のことながら所要の捜査を行うということになるかと思っております。

○斉藤(節)委員 次は、薬物の原料を輸入して麻薬を製造した場合とけん銃等の部品を輸入して製造した場合とは、このたびの前則改正は重いか軽いか、また同じぐらいの程度なのか、その辺いかがでございますか。

○豊田説明員 お答えいたします。

結論から先に申しますと、通常の麻薬を製造する場合とけん銃を製造する場合との比較でございますが、引き上げ前は前則の軽重は同じでございますが、今回の改正でけん銃を製造した場合の方が重いことになっております。それから、麻薬のうちヘロインでございますが、これは従来から罰則が非常に重いものになっておりました。武等法上の引き上げをする前はヘロインを製造した場合の方が厳しかったわけでございますが、今回の武等法上の罰則の引き上げによりましてけん銃を製造した場合の方がより厳しくなつたということでございます。

か。

○豊田説明員 その点も申し上げようかと思つたのでございますが、ちよつと細かくなつて恐縮でございますけれども、麻薬を許可なく輸入し製造した場合でございますと、麻薬の密輸罪と麻薬の密造罪の併合罪ということになります。その場合には罰則は一年以上十五年以下の有期懲役ということになります。

一方、けん銃でございますが、部品を輸入いたしまして製造する場合、やはり密輸罪と密造罪の併合罪ということになります。先ほどの一年以上十五年以下の有期懲役に対して、今回の引き上げにより三年以上の有期懲役となるということでございます。

以上でございます。

○斎藤(節)委員 次は、水際作戦のお尋ねをします。完全に水際で取り押さえられないということもあるようでありますけれども、最近の摘発事例など、どんなようなものがあるかおっしゃつてくださいます。

○角崎説明員 お答え申し上げます。最近におきます摘発事例で申しますと、昨年の十一月に大阪税関におきましてロシア国籍の船員が携帯品、これはテレビ等でございますが、これに隠匿いたしました。けん銃七丁を密輸入しようとした事例でございます。それから昨年の十二月でございますが、沖縄地区税関におきまして別送品、これはウォーターヒーター、温水器と称するものでございますが、これに隠匿いたしました。けん銃八丁、ライフル銃二丁を密輸入しようとした事例でございます。ことに入りまして、二月に、東京税関、これは成田でございますが、携帯品の中に隠匿いたしました。けん銃二十八丁等を密輸入しようとした事例でございます。

こういった事例を摘発しているわけでございますが、密輸手口はますます巧妙になつてきております。税関におきましては情報収集の強化、取り締まり機器の整備充実及び関係取り締まり機関

との連携強化等で重点的な取り締まりに努めているところでございます。

○斎藤(節)委員 そこで、警察庁として、通関手統をしないで密輸されているものもあるようでありませうけれども、これに対する対策ですね、どんなようなものなのか。秘密ならばお答えにならないけれども結構でありますけれども、どのようなことでもつてやられているのか、その辺御答弁願いたいと思ひます。

○中田(恒)政府委員 お答えいたします。

御指摘のように、過去におきまして摘発されましてけん銃の大量押収事例なんかを見ますと、税関のない港を経由して国内に持ち込まれて見られるものもあります。そのようなことから警察におきましては、開港地はもとよりでございますけれども、それ以外の場所においても、けん銃の陸揚げ可能な地帯におきまして警戒を強化しておるところでございます。またこれはみずからやるものもございますが、みずから警戒を強化するにとともに、海運、港湾、漁協等の関係業界あるいは沿岸住民の方々等の協力を得まして、不審な船舶でありますとか積み荷等に関する情報の入手に努めておるところでございます。

○斎藤(節)委員 もう時間になりましたので、最後に長官に御質問申し上げますけれども、平成四年の警察白書でも犯罪はボーダーレスの時代に入つた云々と、こんなふうな述べておられるわけですね。麻薬類だとかあるいは銃砲の水際取り締まり、また外国の暴力団組織の国内進出あるいは暴力団組織の国際化などに対して総合的な取り組みを強化して、本法の実効を上げるべきだと私は思うわけでございます。現状と今後の御決意のほどを長官から承りたいと思つておられます。

○城内政府委員 お答えいたします。銃器対策に関しましては、国内におけるけん銃の摘発の徹底と並んで、けん銃の国外からの供給を遮断するということが非常に重要であります。また、国内的にも国際的にも銃器の問題と薬物の問題、それから暴力団あるいはマフィアと申

しますかそういった犯罪集団、そういったものの関連を念頭に置いた総合的な対策を進めてまいらなければならぬと思ひます。これはいずれも御指摘のとおりでございます。

それで、警察におきましては、関税当局など関係省庁とよく連携を図りながら水際監視体制を強化して水際摘発を図つていくということが一つでございます。二つ目は、我々警察の中におきましても、麻薬部門それから銃器対策の部門あるいは暴力団の部門、そういうものが一緒になつて総合力を発揮するようにしてまいりたい。三つ目には、関係国との国際的な協力関係を積極的に進めていく必要があるという認識で、最近また体制をつくりまして、それぞれと接触するように今やつていく最中でございます。

○斎藤(節)委員 では、以上で私の質問を終わります。どうもありがとうございました。

○中馬委員長 吉井英勝君。

○吉井(英)委員 私は、まず法案の質問については、自治大臣臨時代理がちょうど今の時間他の日程と重なつておられるようでありますから、後ほどでもうまもなく合えば、そのときの質問に重なりますとちょうど一番いいわけですから、ちよつと法案の方は後回しにいたしまして、先にカンボジアに関する質問を伺つておきたいと思ひます。せんだつての中田厚仁さんに続いて、文民警察官としての活動中犠牲になつた高田晴行さんの御冥福を祈り、負傷された方たちにお見舞いを申し上げます。これ以上の犠牲者を出さないということをお願いしたいと思つておられます。

今朝の朝刊に、城内長官の記者会見が載つておりました。「カンボジアの文民警察官が身の危険を訴えている問題に連れ、(現地の声は)十分届いている。国際貢献という国家的要請に慮えるのはもちろんだが、個人の命の貴さや家族の幸せなどの観点から考えていかなければならない」と語り、帰国を希望する文民警察官が出た場合には、本人の意思を尊重する考えを明らかにした。この記者会見の中身は、違つておれば違つておるとい

ふうにおつちやつていただいたら結構なんです。これを前提にして最初に二つのことを伺いたいと思つておられます。

その一つは、身の危険について現地から届いている具体的な状況をどのように把握していらっしゃるかと。一つは、それからもう一つは、本人が希望された場合に本当に帰国できるのかどうか、その保証と申しますか、この二点を最初に伺つておきたいと思ひます。

○城内政府委員 お答えいたします。

現地の状況につきましては、私どももいろいろな通信手段を備えておりますので、いろいろな声を聞いております。とりわけ、地域によつてそれぞれ状況が異なるという大きな前提がございますけれども、一部の地域におきましては大変治安情勢が悪化しており、戦闘行為のようなことが行われて、高田警視の殉職事案もそういった中で起きたというふうにも私も理解をしております。生活状況などについても大変厳しいものがあるようでございます。また実際に警察行政に関する助言、指導、監視というようなことでもございますが、そういった業務には携われないというふうな状況についても、私どもはある程度把握をしておるところでございます。

今御質問にありました、国際貢献というふうな国家的要請という目からいろいろ考えなければならぬということはあるけれども、それはそれとして大事なことだけれども、個人の生命あるいはそれぞれの御家族の幸せとかそういう目でも考えなきゃいけないと私が思ひましたのは、実はその発言は、昨日岡山県におきまして高田警視の葬儀が行われた後で私がインタビューを受けたわけでありまして、とりわけその葬儀に出まして御遺族の悲嘆などに接しまして、確かにそういうことも大変必要なことである、やはり一家の主人を失い、また跡取りの息子を失つたわけでございますから、そういう思いを強くしたわけでございます。それから、現地に七十五名の文民警察官が参

たわけてございますが、いずれもひとしく国際貢
献に役立ちたいという強い気持ちを持って手を挙
げて応募してくれた人たちでございます。です
から、彼らとしてはやはり責任を全うしたいとい
う気持ちについてはいさかかも変わるものはない、
これはひとつ私どもははっきり申し上げてお
きたいと思えます。

ただし、そういう生活もままならないとか、あ
るいは任務に従事できないとかいうような状況が
あるとすれば、ちゃんとその任務を遂行できるよ
うな場所とちゃんと当初の目的の措置をしたとい
うことでございまして、私は一切帰国などとい
う言葉は一つも使っていないわけでございますし
て、それはそういう責任を果たせるような場所に
配転をもらいたいということでございます。

それからまた、記者の質問にお答えした趣旨
は、PKO法というものはボランティアでござい
ます、ボランティアというのが基本になっておる
わけでございますから、基本的にはその個人の意
思というものは尊重しなければならぬ、国際貢
献という問題もございまして、個人の意思とい
うのも尊重されるような筋合いのものであろうと
いう解説を申し上げたことでございます。

○吉井(英)委員 それで、昨年九月の「カンボ
ディア国際平和協力業務実施要領の概要」というも
のの中で文民警察の分野についてどういう業務か
ということを示しておりますが、これはまずPK
O法の第三条のチの部分、助言、指導、警察行政
事務の監視、これがその仕事なんだということ
を受けた上で具体的な業務内容というのはア、イ、
ウと三つ挙げていますね。助言、指導、監視と、
もう一つは基本的人権の尊重と自由の保護の意
義、警察行政事務の公平中立性の重要性の意義に
関する住民の啓発、三つ目に事務総長等に対する
報告書の作成、提出、これが業務なんだというこ
とを説明して、そして警察庁としては各都道府県
警に募集をされたと思うんですね。

これだけの説明ですから、ボル・ポト派からの
武力による襲撃からの選挙監視員その他、先ほど

お話があったような護衛、警護活動支援、こうい
うものはなかつたと思うのですが、この点は念の
ために確認しておきたいと思えます。

○城内政府委員 総理府に要員を推薦するに際し
ましては、昨年七月に派遣された政府調査団
のレポートなどに基きましてカンボジアの国情
とか治安状況あるいは文民警察の任務、衛生状況
等についていろいろと私どもが理解しましたとこ
ろを各県の人事担当者にして募集を依頼したわ
けでございます。

任務につきましては、ただいま御質問にありま
したように、協力の第三条三号チというところ
に書いてあるその助言、指導、監視というよう
なことでございます。具体的な任務としては、各
都道府県に派遣された警察官とともに車両で管轄区域
のパトロールを行う、これはプレゼンスを示すとい
うことでございまして、こうして得た情報等に基
いて地元警察の指導、監督を行う、助言、指導、
それから監視ということをするためのその前提と
なる作業、こういうことでございます。

そういうものを受けて、都道府県でいろいろ募
集をいたしまして、そういう中から候補者を決定
して警察庁として国際平和協力本部に推薦したわ
けでございます。

以上でございます。

○吉井(英)委員 それで、先ほどもお答えにあり
ましたが、VIPとか政党本部、それからベトナム
人居住区への武力による襲撃等からの警護の問
題ですね。この警護というのが業務の内容に加え
られたのは、日本のPKO本部で後から追加した
ものだったから当然追加したものをまた追加した
のですが、私の承知しているところではないわけ
ですね。UNTAACの方でこれは追加したものと
思われるのですが、この点はどうなんでしょうか。

○城内政府委員 お答えいたします。
法律に書いてあることで私どもは事務の説明を
して、そのように各隊員に詳細を説明したわけで
ございますが、ベトナム村のパトロールとかある
いはVIPのエスコート業務あるいは政党事務所

の警戒活動というのは、現地へ参りましてから現
地においてそういう事務が追加されたというふう
に私ども承知しております。

○吉井(英)委員 新聞報道等を見ておりまして
も、高田警視はこの現地で追加された業務につ
いて犠牲になられたということなんです、UN
TAACで追加したこの業務については、念のた
めに伺っておきたいのですが、協力本部で追加業
務として承認をしているものなのか、黙認という
形になつているものなのか、この点警察庁として
はどのようにつかんでいらつしやるのですか。

○城内政府委員 お答えいたします。
私どもは、やはり日本の法律というものが非常
に大事でございますので、その法律を執行する
というところで理解をいたしましたし、またPKO法
というものがいろいろな議論を経てきたわけで
ございまして、私どもはそれを忠実に実行する
という立場にありまして、私どもとしてはそう
いふものは理解をするところではない、今現実に
やつているような仕事は理解しているところでは
ない、私どもはそういう考えまして、私どもと
しては、協力本部の方に対してそういう事実関係
についての私どもの認識については再度連絡を
いたしまして、それを正していただければという
ことをしてきております。

○吉井(英)委員 そのところをもう一度確認し
ておきたいのですが、私、警察庁の方からいろ
いろレクチャーしていただいたときには、警察庁と
しては警護の業務は承諾していないということ、
それから今その是正の申し入れをされているとい
うこと、このことをレクチャーしていただいている
のですが、この警護の業務は承諾していないとい
うことの確認と、それからこの是正の申し入れは
協力本部へなのかUNTAACへなのか、今のお話
で大体協力本部へということ、協力本部を通じて
ということだろかなとは思いますが、どこに
対しては是正の申し入れをしようと思つてら
るか、この二つの点、伺っておきたいと思えます。

○城内政府委員 お答えいたします。

まず第一の点でございますが、警護活動そのも
のはやはり警察権の執行という問題になりますの
で、私どもとしてはそのことは法律で書いてある
ことでは読めないというふうな理解をしておる
ところでございます。

それから二つ目の、どこに対してかということ
でございますが、私どもはUNTAACに対して直
接物を申し上げる立場にはございません。これ
は、政府の方で協力本部というものをつくってそ
れに私どもは人を出しておるわけでございまして
から、あらゆる場合について協力本部に対して私
どもは申し上げる、こういうことでございます。

○吉井(英)委員 最初募集されたときは、当然こ
のPKO法それから実施要領に定めた業務内容を
示して、そしてもちろん現地の情勢もお話しされ
て、こういう状況ですからということでも募集を
されて、応募してこられて、現地へ行つてみると
日本の協力法や実施要領で定めておつたものと異
なる業務が追加された。この間亡くなられたの
は、まさに現地で追加された業務について犠
牲となられたわけでありまして、その点で今正
を求めていらつしやるということ、わかりまし
た。

こうなりますと、UNTAACの方で是正がされ
なくても、国内法優先ということになりますと、
警護の業務というものは加えないということになる
わけですが、これは今後国内法優先を貫いてい
けるかどうか、買いていけるのかどうか、この
点も伺っておきたいと思えます。

○城内政府委員 お答えいたします。
先ほど御答弁申し上げたように、私どもの認識
というのは、法律に書いてあることを遂行するこ
とが私どもの任務であるというふうな考えでお
りますので、そのことについて、それをそういう
ことでもやつてまいらうというふうなことに
ついては、私どもとしては、協力本部にお願
いしてUNTAACの方といういろいろ話し合つて
もらう、それで私どもの考え方というものが実現
できるように努めていただく、こういう立場でござ

ます。
 ○吉井(英)委員 いずれにしても、文民警察官の宿舎から水とか食料とか生活用品の一切合財が奪われて、食べるものもない状態になった方もおられるというふうに向つておりますし、それからポル・ポト派のロケット砲攻撃に対して防弾チョッキでもとめないが身が守れるわけじゃありませんし、言つてみればロケット砲攻撃なんかに対してはもう丸腰と同じ状態なんですね。それで警護せよというんじや、これは死に行けというのと同じようなことになるかなと思つたのです。

全面戦争でないから停戦合意は崩れていない、こういうこれまでの政府の説明でいきますと、大ポル・ポトというのはゲリラ戦をやつてはいるわけですから、ずっと全面戦争にならないですね。全面戦争にならないと停戦合意が崩れていないとみなすなら、これはずっと停戦合意が続いているということになつてしまふ。そして、文民警察官に、危機にさらされたままでそこにとどまつていなさい、これは私は余りにも残酷だと思つたのです。

ですから、カンボジアの現状を直視して、対応を抜本的に再検討して、やはり撤退を図るということを考えていかなければならないと思つたのですが、これは協力本部で検討するべきことになつてくるかと思つたのですが、警察庁長官としても、隊員の皆さんの、文民警察官の皆さんの安全、命がかかつておりますので、本部に対して、現在のカンボジアの現状を直視して再検討してもらいたい、このことをはつきりと話をされるように、私はこのことを申し上げまして、次に、銃刀法の改正のところについて伺つておきたいと思つた。

今回の法の改正、これはけん銃の不法所持の根絶と拡散防止というのが主たる目的となりまして、けん銃の押収数の推移によりまして、九二年度で、押収数全体はふえているのですが、暴力団以外からの押収が際立つてふえている、こういう状況が見られます。暴力団からの押収が目に見える形であらわれないということは、暴力団の方

が大量に隠匿している、そういうふうにも思われるわけですね。ですから、今後の暴力団からの摘発をどのように進めていかれるのか。
 このことと、もう一つは、九二年度に暴力団以外から押収したけん銃三百七十八丁中真正けん銃が三百三十四丁、真正けん銃のほとんどは密輸されたものだといふふうに向つておりますが、こういう密輸に対する警察の取り締まりを今後どういふふうに進めていくか。
 この二点について伺ひし、大分時間が来ましたので、それを伺つておいて、次の質問に入れないかもしれないところへ来ましたので、もう一つあわせて、今度は長官の方に最後に伺つておきたいことも申し上げておきます。

それは、検査件数にしても、検査人員、押収けん銃数の割合が低下しているのです。それで、暴力団を対象としたけん銃の摘発対策の強化をどういふふうに進めていくかということ、それから先ほど来問題になっております水際での取り締まり体制については、関係省庁と緊密に連絡をとつて一層強化をしていただくべきものだと思うわけですね。この点についての警察庁長官の決意を最後に伺つて、質問を終わりたいと思つた。

○廣瀬政府委員 お答え申し上げます。
 銃器対策は暴力団対策を推進する上で大変重要な施策の一つでございます。また暴力団から押収したけん銃のほとんどが海外から密輸されたものといふことで、この水際作戦をしつかりやるということも極めて重要でございます。

お示しのとおり、暴力団からの押収の割合は減つてはいるわけですが、過去四年間におきましては暴力団から押収したけん銃の押収数は、これはふえているところでございまして、現在全国を挙げて暴力団対策をやっておりますが、その中でも最重点課題の一つといふことで取り組んでるところでございます。
 外国からけん銃を日本へ持つてくる、これもまた暴力団が大いにかかわつてるところでございます

ますので、お示しの我が国の関係行政機関、こことの連携をしつかりやつてまいりたいと思つたが、あわせて、外国の捜査機関との情報交換、これにも努めてまいりたいと思つた。特に、けん銃の主なる仕出し国であります米国ですとかフイリピン等、こういうところの捜査機関に対しては、ここは恒常的にやつておるのでございまして、日米暴力団対策会議あるいはアジア地域組織犯罪対策セミナー、こういうのを開きまして相互に情報交換しているところでございまして。
 今後この種の対策を一層強力に推進いたしまして、暴力団の銃器対策に努めてまいりたいと思つた。

○城内政府委員 我が国の治安が比較的良好だといふのは、やはり薬物に対するコントロールとガンコントロールが厳しいといふことがあろうかと思つた。そういう意味で、これは今後の治安の根幹にかかわる問題でありますので、私どもとしては一生懸命対処してまいりたいといふふうに向つておるわけですが、とりわけ警察庁といたしましては、警察内部におきましても、この摘発の徹底を図るため、昨年三月に全国都道府県にけん銃摘発班というものをつくらせて、総合力が発揮できるような体制、これは薬物とか暴力団とかけん銃、それぞれ関係がありますので、そういう総合力発揮の体制をつくりました。また、八月にはけん銃摘発総合対策要綱というものをつくりましたし、本年四月には警察庁に銃器対策室を設けて体制を強化したところでございまして。それからまた、先ほども政府委員から説明がございましたように、関税当局などよく連携して、連係プレーでとりわけ水際対策を推進してまいりたいと思つております。

それから三点目、職員を外国に派遣しての情報交換とかあるいは国際会議を開催するとかいふことで、やはり外国との協力を強力に推進していき、そういうような総合対策を進めてガンコントロールの問題に対処してまいりたいといふ考えでございます。

○吉井(英)委員 終わります。
 ○中馬委員 長 神田厚君。
 ○神田委員 銃刀法の改正案について御質問いたします。

昨年銃刀法改正をいたしまして、けん銃の密輸に關係するすべての行為について、行つた者を処罰できるとともに、けん銃等の密輸入の未遂罪や予備罪の国外犯も処罰できるようにしたわけでありますが、これらの關係者について検査の状況をお聞きしたいと思います。

○中田(恒)政府委員 お答えいたします。
 昨年施行になりました改正銃刀法、この適用によりまして検査状況でございますけれども、前回の法改正を受けまして、私どもとして、海外の捜査機関や税関当局との協力關係を特に強化いたしまして、けん銃の密輸対策を推進してきたところでございます。

例えば、昨年の五月には、米国の空港におきまして、日本人の男女二人がデリンジャー型のけん銃一丁を銃身つきの機関部体など幾つかに分解いたしまして、手荷物の中に隠匿して成田行きの航空機に乗り込もうとしておつたところを米国の税関当局が発見されまして、これを現地で差し押さえられた、これは通報を受けました千葉県警察におきまして、アメリカ当局の協力を得てこの男女二人をけん銃の密輸入の予備罪で検挙したという事例がございます。

それからまた、本年に入りましてつい先ごろ、四月でございますけれども、警視庁の例でございますが、国際宅配小包を利用いたしまして、アメリカから横浜市内の寄宿先にあててコルト社製のけん銃の機関部体一個を送りつけておりました。この日米国人男性をけん銃部品の密輸罪で検挙したという事例などがその適用例でございます。
 ○神田委員 前回の銃刀法の改正にもかかわらず、最近銃の拡散が広がっているわけでありまして。昨年、暴力団以外の者からの押収が約二六%、その前年、暴力団以外の者からの押収が七・六%といふことを考えますと、銃器の民間への流出が

非常に進んでいるわけであり。今回の銃刀法改正ではどの程度の効果を期待しているのか、お聞かせをいただきたい。

○中田(恒)政府委員 お答えいたします。

今回の改正法案でございませぬけれども、繰り返すにございませぬが、最近の暴力団以外の者によりまして凶悪なけん銃使用犯罪の統廃、それからまた暴力団以外の者からのけん銃押収数の激増等の情勢にかんがみて、けん銃等の不法所持の根絶を図るための法制度の整備としては、ほぼすべてのものを盛り込んだものと考えております。今後は、これをお認めいただきますならば、改正銃刀法の一般予防効果というものもあると思っておりますので、この予防効果とあわせて、またこの改正銃刀法を十分に活用した取り締まりを強化することによりまして、これは数量的に申し上げることはなかなかできませんが、けん銃事犯の根絶に相当の効果が期待できるものと私も考えておるところでございます。

○神田委員 民間への短銃流出を防ぐには啓蒙活動もあわせて必要であると思われまが、警察庁が実施しているソフト面での短銃流出防止方法をお聞かせいただきたいと思います。

○中田(恒)政府委員 お答えいたします。暴力団以外の者へのけん銃の拡散を防ぐというためには、国民の理解と協力の確保ということが極めて重要であると認識しておるところでございます。

このため、私も警察庁といたしましては、テレビ等の報道やパンフレット等の出版物の配布を通じて、けん銃の危険性や反社会性あるいは今回の法改正の内容であります重罰化あるいは提出時の刑の必要な減免の制度について国民への周知を図りまして、ガンマニアによりまして興味本位の収集でありますとか、安易に海外から持ち帰るといふようなことに見られます規範意識の低下に歯どめをかけてまいりたいと考えているところでございます。

○神田委員 今回、短銃の提出を促すために、自

首した場合には不法所持や不法譲受けの刑を減輕または免除する、こういうふうにしております。これは大変思い切った考え方であります。しかし、自首が前提で、所持罪と譲り受けた罪に限られておられるために、他の犯罪に絡む銃や、密輸、製造にかかわる銃を吸い寄せるといふのは困難である、そういう指摘もございませぬ。この点について警察庁の御見解をお伺いいたします。

○中田(恒)政府委員 お答えいたします。

今回取り入れたらと思っております刑の必要的減輕免除の制度、御指摘のように大変珍しいといひませぬが、ユニークな制度かと思ひます。現在、刑法にありますが身の代金目的誘拐罪で人質を解放した場合に認められているものに同種のものがあるだけでございませぬが、大変ユニークな制度かと思ひます。これは、今回銃刀法におきましては大変大幅な重罰化をお願いしておりますこと、それからまた現在、この改正前の現行の銃刀法のもとにおきましては、けん銃を提出して自首した場合につきましては、現在の刑事制度のもとでは刑は任意的に、必要的じゃなくて任意的に減輕される、免除じやございませぬで、任意的に減輕でございます。そういうような、刑を任意的に減輕されるにすぎないという現在の段階におきまして、実は自首する者はある程度の数字といひませぬが、相当数あるわけでございます。このような現状、それと先ほどの大幅に重罰化がなされるということをお考え合わせますと、必要的に減輕免除されることになるといふことはかなり思い切った制度の変更でございますので、けん銃等の不法所持者がけん銃等を提出して自首する相当の誘因になるのではないかと、いふふうには私も考えておるところでございます。

なお、今御質問の中で密輸とか密造に係るけん銃についても刑の必要的減輕免除の対象にすべきではないかという御指摘があったかと思ひますが、この密輸、密造についての

罪でございますけれども、こういった罪は、その罪の性格が、いわば我が国内、日本国内にけん銃等を生じさせる、無から有を生じさせるというふうな意味で大変重罪であるといふふうな考えをおるわけでございませぬ。単なる不法所持に通常伴います不法な譲受けとは密造、密輸は質が違つたという判断に立ちまして、必要的に減輕免除することは適当ではないといふことで、今回の必要的減輕免除の対象罪種とはしなかつたといふものでございませぬ。

○神田委員 先ほどお話がございましたが、この密輸に関しては水際作戦が必要だといふことであります。現在、どうも縦割り行政の関係でございませぬが、そういう意味では、関係各省、大蔵省税関、それから海上保安庁等々と警察庁との連携を緊密にしなければならぬといふように考えておられますが、この省庁間の出先機関の連絡体制は確立されているのかどうか、この辺につきまして警察庁、海上保安庁、大蔵省等の御見解をお伺いして、質問を終わります。

○中田(恒)政府委員 まず、警察庁の方から御答弁を申し上げます。

御指摘のように、密輸によりまして国外からのけん銃の供給の遮断ということにつきましては、水際対策が極めて重要であることは言うをまたないところでございませぬ。このために、昨年八月には、警察庁、法務省、大蔵省及び海上保安庁等から成りますけん銃取り締まり対策部会が国のレベルでは設置されておりますし、各都道府県レベルにおきましても、今御指摘の警察、検察、税関、海上保安庁で構成する地方機関の連絡協議会が設置されておりました。随時その会議を開くことなどによりまして、けん銃情報の交換でありますとか密輸事件等の通報体制の確立を図るなどの連携を強めておるところでございます。また、そのほか、情報交換等だけじゃございませぬで、関係機関相寄りまして合同で容疑船舶の視察などの監視活動も現にやっております。例え、本年二月に、米国内

住んでおります日本人の柔道家が手荷物の中にけん銃三十丁近くを隠匿して我が国内に持ち込もうとして成田空港で税関に発見されまして、通報を受けて千葉県警においてこれを検挙したというふうな例もございませぬけれども、このような例に見られますように、税関当局との協力等によつて十分の効果を上げておるといふふうには私も考えておりますし、この例に挙げました事件だけじゃなくて、多くの好事例があるところでございませぬ。

○津野田説明員 海上保安庁でございます。

当庁におきましては、昨年七月のけん銃取締り対策に関する関係省庁連絡会議の申し合わせを受けまして、八月にすべての管区海上保安本部にけん銃取締り対策本部を設置いたしました。また、昨年の九月、十月それから本年の二月の三カ月間にわたりまして、関係機関と歩調を合わせまして全国一斉集中取り締まりを実施いたしております。このようなことで密輸入に対する水際での取り締まりを強化してきたところでございませぬ。さらに、連絡会議での申し合わせに基づきまして、当庁のほか、警察、地方検察庁、それから税関によりまして地方機関連絡協議会を設置いたしまして、情報交換等の連絡を密にいたしますとともに、具体的な事案につきましても協力して取り締まりを行うなど連携を一層強化してきたところでございませぬ。

○角崎説明員 お答え申し上げます。

大蔵省税関といたしましては、ただいま関係省庁から御説明のございました連絡体制に参加しておるわけでございませぬが、それに加えまして、銃砲等の社会悪物品の密輸出入取り締まりの対策を協議するために、中央省庁レベルにおきましては密輸出入取締対策会議を毎年開催しております。

ほか、地方レベルにおきましても、取り締まり機関及び関係機関によります密輸出入取締対策地区協議会を開催いたしました。関係取り締まり機関間の連携の強化を図っているところでございます。

また、昨年九月、十月及びことしの二月におきましては、けん銃特別取締り期間を指定いたしました。取り締まり関係省庁と連携をして鉄砲の取り締まり強化に当たったところでございますが、その間あるいはその期間外も一部含めまして、各税関におきましては、警察、海上保安庁等関係取り締まり機関と船内検査等の共同取り締まりを実施するとともに、国民の理解と協力を得るために、例えば不開港、地方港へ関係省庁とともにキヤラバン隊を派遣する等の施策を実施したところでございます。

今後とも鉄砲の水際阻止のために、関係取り締まり機関との連携強化に一層努めてまいりたいというふうにご考えております。

以上でございます。

○神田委員 終わります。

○中馬委員長 これにて本案に対する質疑は終局いたしました。

○中馬委員長 これより討論に入るのでありますが、討論の申し出がありませんので、直ちに採決に入ります。

鉄砲刀剣類所持等取締法及び武器等製造法の一部を改正する法律案について採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○中馬委員長 起立総員。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

お諮りいたします。

ただいま議決いたしました法律案に関する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○中馬委員長 御異議ないものと認めます。よつ

て、そのように決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○中馬委員長 本日は、これにて散会いたします。

午後三時五十六分散会

第一類第二号

地方行政委員会議録第十五号

平成五年五月十一日

平成五年五月二十四日印刷

平成五年五月二十五日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

K